



## 「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等」 に対する意見（パブリック・コメント）

2024年10月3日

公益社団法人 経済同友会  
代表幹事 新浪 剛史  
経済安全保障委員会 委員長 柴田 英利  
同 委員長 小柴 満信

今般、経済産業省から公示された「貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令（案）等」について、以下のとおり意見を述べる。なお、本意見は経済同友会が昨年5月以降に公表した提言<sup>1</sup>・意見<sup>234</sup>の趣旨を踏まえたものである。

### 1. 省令（案）等に対する基本的な考え方

積極的な官民対話のスキーム構築を目指した今般の省令（案）等に賛成する。世界では、従来の軍事力・防衛力による戦いだけでなく、経済力と技術力が「武器化」されたパワーゲームが繰り広げられている。技術は一度流出すると管理が困難であり、我が国の経済発展や技術優位性の確保の源泉となる重要技術について、官民で連携しながら適切に管理を行う必要がある。そのような時代において、官民対話を通じた新たな技術管理スキームは必須と考えており、官民の緊密な連携による法令遵守の徹底が図られることを期待する。

### 2. 対象技術の選定根拠について（該当箇所：告示案 二（p2））

事前報告が必要となる「重要管理対象技術」の定義と対象技術が記載されているが、その選定根拠について、特に対象技術を取扱う事業者に対する丁寧な事前説明を求める。概要資料に「他国が獲得に関心を持ち、我が国が不可欠性や優位性を持つ技術（p4）」

---

<sup>1</sup> [「Politics meets Technologies.」の時代を生き抜く国と企業の戦略](#)

<sup>2</sup> [「経済安全保障に係る産業・技術基盤強化アクションプラン」への意見](#)

<sup>3</sup> [セキュリティ・クリアランス法制に関する意見](#)

<sup>4</sup> [「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言 ～国が支援を行う研究開発プログラムにおける対応～」への意見](#)

「将来的な軍事転用への懸念があり、我が国企業が技術獲得先としてターゲットになるおそれ(p4)」「他国の関心や我が国の優位性を踏まえ(中略)10技術を告示(p5)」とあるが、「これら以外にも対象技術の候補は存在(p5)」している中で、今回の対象技術が選定された理由としては定性的であり、対象となる事業者の理解を得るには不十分と考える。機微な情報に基づく選定理由も含まれる可能性もあるため、すべてを詳らかにすることは困難と理解するが、対象となる事業者に対してより踏み込んだ事前説明が求められる。

また、「制度開始後も、産業界との調整や個別技術の調査・分析を進め、対象技術を適時に追加していく(p5)」とある。時勢に応じた対象技術の追加によって、より適切な技術管理、官民対話による技術インテリジェンスの強化などが期待できる一方、民間事業者にとっては自社の技術が将来的に事前報告の対象となり得るのか、今般の説明では予見性に乏しく、将来の頻繁な追加・変更は企業の開発研究や投資の萎縮につながる懸念がある。対象技術の追加を検討する際にも、対象となりうる事業者に対する丁寧な事前説明が行われるべきである。

正しいインテリジェンスに基づいた不断の見直しが重要な一方で、日頃から丁寧な官民対話の積み重ねを期待する。

### 3. 官民対話における情報保全体制について

今回の改正案による官民対話の促進によって、官民双方が持つ機微情報の共有が想定される。政府が入手した民間の営業秘密、民間が入手した政府保有の機微情報が正しく守られる情報保全体制の構築が不可欠であり、民間企業においては重要経済安保情報保護活用法に基づく、いわゆる「セキュリティ・クリアランス」制度の活用なども考えられる。ただし、同法は施行前であり、セキュリティ・クリアランスの取得に必要な期間なども不透明である。この点からも本省令(案)の運用開始直後から、丁寧な官民対話が行われることを期待する。

以 上